

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、継続的に企業価値を高め、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼される会社を実現することが、経営の重要課題と考えております。  
そのためには、引き続き取締役会、監査役会制度を軸に、必要な施策及び組織体制の整備を実行し、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組む所存であります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
田辺 昇一	1,474,068	16.83
田辺 次良	562,238	6.42
榑崎 十紀	527,788	6.02
田辺 英子	507,711	5.79
田辺 洋一郎	507,711	5.79
タナベ経営取引先持株会	259,570	2.96
タナベ経営社員持株会	174,240	1.99
田原 敏男	144,610	1.65
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	129,350	1.47
株式会社タナベ経営	89,739	1.02

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社の取締役会は、各取締役の業務執行を監督する体制が十分に機能していると考えております。また、社外のチェックという観点からは、2名の社外監査役により経営の監査機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け年1回の監査報告会で監査計画の実行状況の確認をしております。また、監査役と会計監査人は本社及び事業所往査現場での意見交換、講評時の立会い等、連携を図っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

各監査結果を相互に検討し、情報の共通化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
谷 宜憲	弁護士								○	
住田 淳	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
谷 宜憲	特記事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と見識
住田 淳	特記事項はありません。	元銀行常務取締役としての豊富な経験と見識

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の取締役会の開催回数は15回であり、谷宜憲監査役は、14回出席し、必要に応じ弁護士として

の専門的見地から発言を行っております。住田監査役は取締役会15回のうちすべてに出席し、必要に応じ豊富な経営経験をもとにして発言を行っております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が取締役会開催等の業務連絡やその他の監査役との会談日程の調整を行っております。また、常勤監査役が、必要な情報については、漏れなく社外監査役へ伝達を行うとともに、社内文書データベースを用いて、社内情報が閲覧可能な環境を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

<取締役会>

取締役会は、毎月開催し、必要に応じ臨時開催を行っております。業務執行に関する最高意思決定機関として、経営の基本計画、法令で定められた事項、その他重要な取締役会付議事項につき決定するとともに、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行の監督を行っております。

<事業所長会議>

取締役および事業所長が出席し、毎月開催しております。会議では、年度計画の進捗状況、業務の実務的な討議を行い、迅速な経営の意思決定に大いに活かしております。

<監査役会>

取締役会のほか、事業所長会議をはじめ社内の重要な会議に出席し、適宜意見の表明を行い、また重要書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行について監査を行っております。

<会計監査人>

会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しております。

当社と同監査法人および当社に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 裕幸 新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員 業務執行社員 神前 泰洋 新日本有限責任監査法人

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成20年6月の定時株主総会招集通知は6月3日発送(法定期日6月10日)
集中日を回避した株主総会の設定	平成21年6月25日開催

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	ジャスダック証券取引所で定められた規則に基づき定期的説明会を代表者の説明のもと開催しステークホルダーにわかりやすいIR活動を目指しております。また随時アナリストとの面談に応じるなど積極的に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営状況についての迅速かつ正確な情報開示に努めております。掲載している情報は、決算短信(四半期を含む)、有価証券報告書(四半期報告書を含む)、事業報告、決算説明会資料、適時開示資料などであります。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画室をIR担当部署としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 <内部統制の体制整備の基本方針等>

当社は、継続的に企業価値を高めて全てのステークホルダーから信頼される会社を実現するために、(1)業務の有効性と効率性、(2)財務報告の信頼性、(3)関連法規の遵守、(4)資産の保全を目的とした、内部統制システムがバランスよく各業務に組み込まれ有効に機能させることが重要と考えております。

当社は、コンプライアンスを実現するため、平成18年4月に役員・社員全員の行動指針「役員・社員倫理規範」を制定するとともに、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の強化を図っております。

また、業務管理強化のための牽制組織として他の職制に属さない社長直属の部門として内部監査室を設置し、専任者を配属しております。内部監査室は、社内規定に基づき業務監査を実施し、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的としております。結果を社長に報告し、また必要該部門には勧告を行い、回答を求めています。

リスク管理については、管理本部担当取締役を委員長とし、主要部門長を委員としたリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、職務権限の明確化、リスク管理に係る諸規程の整備を行うとともに、当社におけるリスクを洗い出し、評価・分析・対応策等の検討と各部門のリスク管理状況の把握と指導を行っております。

また、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針として、下記のとおり取締役会で決議しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1)コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスについての社内啓蒙、コンプライアンス体制の充実を図る。
  - (2)社員等(取締役および使用人をいう。以下同じ)が遵守すべきものとして、「役員・社員倫理規範」および「コンプライアンス基本規程」を制定するとともに、担当役員は、社員等に周知徹底させる。
  - (3)内部監査室は、各部門に対して、「内部監査規程」に基づき、法令および社内規程の遵守状況および業務の効率性および有効性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書管理規程に従い適切に行う。
  - (2)取締役および監査役が求めたときには、責任部署はいつでも当該文書を開覧または謄写に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - (1)「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、各部門の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援および提言を行う。
  - (2)リスク管理に係る諸規程を整備する。
  - (3)決裁規程・決裁基準書等により職務権限を明確にする。
  - (4)内部監査室は、全部門に原則年2回の監査を実施する。
  - (5)取締役、本部長、副本部長、支社長、本社各部門長が出席し、原則毎月開催する事業所長会議では、年度計画の進捗状況、業績の管理を行うと共に、異常事項の報告を義務付ける。
- 等により会社に重大な影響を及ぼす事態の発生防止に努めると共に、万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害、影響額を最小限度にとどめるよう努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
  - (1)取締役会規程、役員服務規程、決裁基準書などの諸規程の整備を行い、取締役の職務権限を明確にし、業務の効率性を確保していく。
  - (2)原則として毎月1回以上取締役会、事業所長会議を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
  - (3)経営計画、各部門業務計画を策定し、その進捗状況を取締役会、事業所長会議にて確認し、月次、四半期毎の業績管理を行う。
5. 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)総務部および経理部は子会社の内部統制の有効性ならびに妥当性を確保するため、業務分掌規程、関係会社管理規程により、状況に応じて必要な管理を行う。
  - (2)内部監査室および監査役会は子会社管理状況および業務活動について監査および調査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任の担当者を配置し、その担当者の人事異動、人事評価および懲戒に関し、監査役会の事前の同意を得るものとする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1)社員等は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を規程に従い速やかに報告する。
  - (2)次の事項は、監査役に遅滞なく報告する体制を整える。
    - a. 監査役から、業務に関して報告を求められた事項
    - b. 内部監査室が実施した内部監査の結果
  - (3)監査役は、取締役および社員より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。
8. 監査役が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)監査役が会社の重要情報についてアクセスできる環境等を整備するよう努める。
  - (2)代表取締役社長と定期的に会合を開催する。また、会計監査人と定期的に意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
  - (3)社員等は監査役監査の重要性を十分に理解し、監査役監査の環境を整備するよう努める。

### <反社会的勢力排除に向けた体制整備等>

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

##### (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署 管理本部総務部  
不当要求防止責任者 管理本部総務部長

##### (2) 外部の専門機関との連携状況

緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を機動的に行えるように専門機関と緊密に連携し、対応できる体制を構築しております。

##### (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管理本部総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

##### (4) 対応マニュアルの整備状況

役員・社員倫理規範及びコンプライアンス基本規程に反社会的勢力との基本姿勢について定めるとともに、必要に応じて適宜、具体的な対応マニュアル等に定めております。

##### (5) 研修活動の実施状況

各種研修会時に適宜コンプライアンス研修を実施しております。

## **V**その他

### 1. 買収防衛に関する事項

特筆すべき防衛策はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき防衛策はありません。

